

## 事業の優先度判定の考え方

後期基本計画において、限りある財源を効率的かつ効果的に活用するため、「選択と集中」の観点から、重点施策に対し予算の重点配分を行うことで、メリハリのある事業の確実な推進を図るため、次のとおり事業の優先度を設定しています。

### <第1 優先事業／編成区分「1次」>

基本的に次のとおり義務的経費等とし、原則所要額を配分します。

- 法令や協定等により実施が義務付けられている経費
- 人件費、公債費にかかる支出
- 長期契約などの債務負担経費
- 町民の生命・財産に関わる経費

### <第2 優先事業／編成区分「2次」>

第2 優先事業については、寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略や後期基本計画の重点プロジェクトに位置づけられた事業とします。一定の調整を行った上で、原則として所要額を配分します。

### <第3 優先事業／編成区分「3次」>

第1 優先事業、第2 優先事業を除く経費を位置づけ、各年度における歳入総額を踏まえた上で、所要額に対し必要な調整を行います。

また、普通建設事業費については、単年度に集中しないよう実施時期等の調整を行います。

※これまで上記の考えに則して実施してまいりましたが、歳入推計と概算要求に大きな乖離額がある場合は、修正する可能性があります。